

指定管理者制度に関する基本方針

1 目的

この基本方針は、県が、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第244条第1項の規定により設置する公の施設（以下「施設」という。）をより効果的、効率的に管理していくため、指定管理者に施設の管理を行わせるときの運用に関する基本的な考え方について定めるものである。

2 管理形態の検討と指定管理者制度の活用の視点

県が設置している施設については、各施設の設置目的や現状などを踏まえ、廃止や譲渡など施設そのもののあり方を検証するとともに、引き続き、県の関与が必要とされる施設は、最適な管理形態を検討する中で、以下の視点に基づいて指定管理者制度の活用を検討するものとする。

- （1）施設の設置目的に沿って、その有効利用など施設の効用が最大限に発揮されるとともに、県がめざす施策の実現に寄与すること。
 - （2）利用者の利便性の向上や事業内容の充実など県民サービスの向上が図られること。
 - （3）効率的な運営などにより経費の削減が図られること。
- 今後、新たに設置する施設についても、同様とする。

3 指定管理者の指定手続き

指定管理者の指定にあたっては、指定管理者の募集、選定過程などの透明性や公正性に留意して手続きを行うものとする。

4 適正な施設管理の確保

指定管理者制度を導入した施設については、設置者としての県の監督責任を果たすとともに、指定管理者が行う管理状況などの情報の開示を進めるものとする。

5 その他

指定管理者制度の導入に際し、施設の管理を行っている外郭団体の組織や職員に課題が生じた場合には、県として対応できる取組に最大限の努力をするものとする。

この基本方針の趣旨を踏まえ、別途、指定管理者の指定の手続き等に関して「指定管理者制度に関する取扱要綱」を定めるものとする。